

# 工場等騒音・振動の規制のあらまし

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例により規制がされております。

このパンフレットは、特定工場等に関する騒音・振動の届出等にあたって手引きとなるよう作成したものです。

## 1. 規制対象地域

### (1) 騒音規制法・振動規制法

岡崎市内全域。ただし、都市計画法で定められた工業専用地域と都市計画区域外の地域は除かれます。

### (2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

岡崎市内全域。ただし、騒音規制法、振動規制法で規制される場合は除かれます。



岡 崎 市

## 2. 届出

規制対象地域内において、工場又は事業場に新たに規制対象施設を設置しようとするなど下表の事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき届出が義務付けられています。なお、届出書は工場又は事業場の所在する市町村長あてに提出します。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をしたような場合には罰則が科せられることがあります。

なお、騒音の規制を受ける作業を行う場合及び相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する場合の届出は不要です。

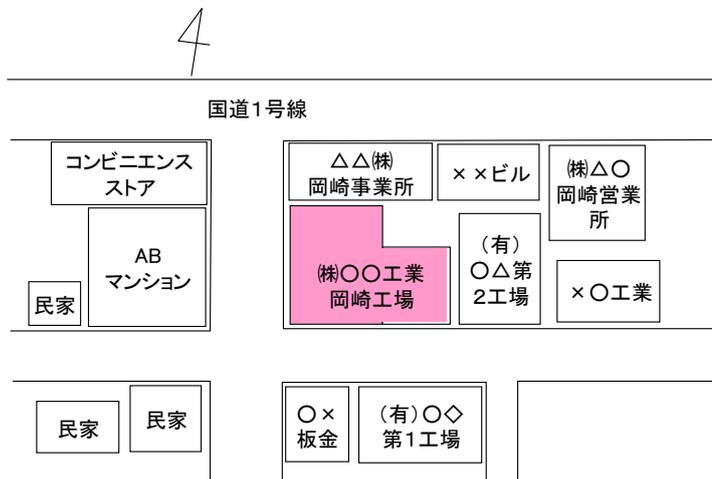
	事由	届出の種類	届出の時期	備考
1	規制対象施設を設置しようとする場合	設置の届出	設置の工事開始日の30日前まで	新たに特定施設を設置することにより初めて特定工場等となる場合に限る。
2	① 工場等の所在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合 ② 規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象地域内にその施設を設置している場合	使用の届出	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内	②の場合その施設以外の規制対象施設を設置していないものに限る。
3	1又は2の届出を行った規制対象施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合	施設の数等の変更の届出	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	振動規制法に基づくものについては、規制対象施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合を除く。それ以外については、能力に関係なく施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く。
4	1又は2の届出を行った規制対象施設の使用の方法を変更する場合	施設の使用の方法の変更の届出		振動規制法に基づくものに限る。また使用開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合を除く。
5	1又は2の届出を行った工場等で騒音又は振動の防止の方法を変更する場合	防止の方法の変更の届出		変更により工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合を除く。
6	① 届出者の氏名又は住所（法人にあっては名称及び代表者氏名）の変更があった場合 ② 工場等の名称又は所在地の変更があった場合	氏名の変更等の届出	変更の日から30日以内	
7	規制対象施設をすべて廃止した場合	施設使用全廃の届出	廃止した日から30日以内	
8	届出を行った者から規制対象施設のすべてを譲り受け、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継の届出	承継があった日から30日以内	

(注) 騒音関係、振動関係はそれぞれについて届出が必要です。法と条例の関係は、法が優先し、法に基づく届出がなされる場合には、条例に基づく届出は不要となります。法の特定工場は、条例に基づく届出は不要となります。

### 3. 設置届出書および数変更届出書の添付書類

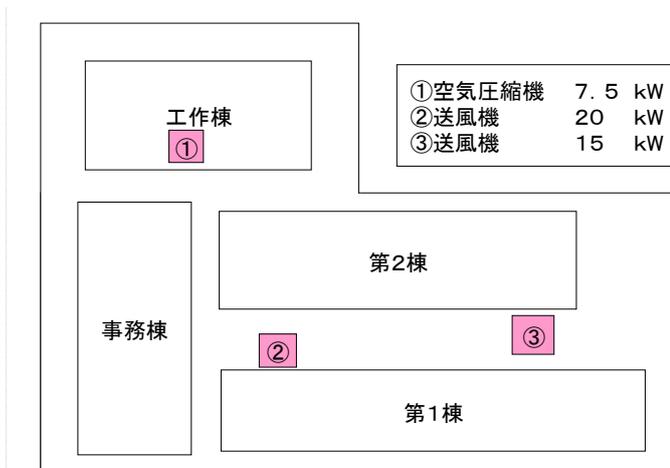
決まった様式はありませんので、わかりやすく作成してください。なお、設置届出書、数変更届出書は、着工の30日前までに環境保全課まで提出してください（正副2部）。

#### (1) 事業所付近の見取り図(例)



- ・ 周辺の状況が分かるものを添付してください。
- ・ 所在地がわかるように印をつけてください。

#### (2) 特定施設(発生施設)の配置図(例)



- ・ 配置がわかるように記載してください。

#### (3) 騒音・振動防止の方法を明記してください。

騒音 (配置の工夫、防音壁の設置などが方法として考えられます)

- ・ 鉄筋、スレート壁で、窓は二重サッシの建屋内に設置する
- ・ 周囲をコンクリートブロック塀で囲う
- ・ 敷地の中央部に設置し、建物で周囲を囲む など

振動 (設置場所、固定方法の工夫などが方法として考えられます)

- ・ コンクリート基礎上に設置する
- ・ アンカーボルトで固定する
- ・ 基礎と架台に防振ゴムを使用する など

#### (4) 連絡責任者を明記してください。

届出内容に関して連絡の取れる方の所属、氏名、電話番号および受理書送付先を明記してください。

## 4. 騒音の規制を受ける作業

次の作業を伴う事業を営む者は、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはなりません。

- ①板金又は製かんの作業
- ②鉄骨又は橋りょうの組立作業（建設の現場作業を除く。）
- ③金属材料の引抜き作業
- ④鍛造の作業
- ⑤電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業
- ⑥電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業
- ⑦音響を発生する機器（楽器を含む。）の組立て、試験又は調整の作業
- ⑧内燃機関の試験又は調整の作業
- ⑨工業用ミシンを用いる作業
- ⑩木材の切削等の加工の作業
- ⑪原木、原紙、鉄材等重量物の積込み又は積卸しの作業
- ⑫貨物の搬入又は搬出の作業
- ⑬建設用重機械を用いる作業（建設の現場作業を除く。）

## 5. 相当程度の騒音・振動発生施設に対する規制

相当程度の騒音又は振動を発生する施設（注）を設置する工場等は、規則に定める基準を遵守しなければならないこととし、基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は勧告が発動されることがあります。

（注）

- ・原動機の定格出力が0.75KW以上の送風機、排風機、圧縮機、冷凍機であって、これまで法令に基づく規制対象となっていなかったもの
- ・法に基づく特定工場内に設置される場合、条例に基づく騒音又は振動発生施設を設置する工場に設置される場合を除く

## 6. 規制基準

特定工場等を設置する者は、下表に示す特定工場等の敷地境界における騒音・振動の規制基準の遵守の義務が課せられています。

(単位：デシベル)

時間の区分 地域区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌日6時	7時～20時	20時～翌日7時
第一種低層住居専用地域・ 第一種中高層住居専用地域・ 第二種低層住居専用地域・ 第二種中高層住居専用地域・ 田園住居地域	45	40	40	60	55
第一種住居地域・第二種住居 地域・準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域・商業地域・準 工業地域	65	60	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70
その他の地域	60	55	50	65	60

備考

- 1) 工場又は事業場の敷地が学校、保育所、病院・診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの地域内において、**騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域、**振動関係**では工業地域・工業専用地域の場合、当該工場又は事業場の敷地の境界線における騒音振動の許容限度は、上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 3) **騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。**（ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される。）

## 7. 改善勧告・改善命令

規制の対象となる工場等又は作業において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活が損なわれていると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が発動されることがあります。（相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等に対しての改善命令の規定はありません。）

なお、改善命令に違反した場合においては、罰則が科せられることになっております。

## 8. 公表

この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている場合には、氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況が公表される場合があります。

この条例の規定による勧告がされた場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告内容が公表される場合があります。

## 9. 騒音・振動対策の留意点

### 騒音

- 特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 施設本体について、覆う等の遮音や吸音処理を検討すること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間がないか注意すること。
- 壁、天井の吸音性について検討すること。
- 周辺の民家等に注意し、敷地内の建物、屋外施設の配置を適正にし、塀等による遮音を検討すること。

### 振動

- 特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注意すること。
- 振動の伝播を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体（ばね）等により防振すること。
- 振動の場合と同様に、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

### ○身近な騒音・振動の例

騒音の大きさのめやす

120 dB	飛行機のエンジンの近く
110 dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100 dB	電車が通るときのガード下
90 dB	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面5m）、カラオケ（店内客席の中央）
80 dB	地下鉄の車内、ピアノ（正面1m、バイエル104番）
70 dB	ステレオ（正面1m、夜間）、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 dB	静かな乗用車、普通の会話
50 dB	静かな事務所の中、クーラー（室外機始動時）
40 dB	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
20 dB	木の葉の触れ合う音、置時計の秒針の音（前方1m）

振動の大きさのめやす

90 dB	人体に影響が生じ始める	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩いている人も揺れを感じる。	震度 4
80 dB	深い睡眠に影響が出始める	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。	震度 3
70 dB	浅い睡眠に影響が出始める	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目を覚ます。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	震度 2
60 dB	振動を感じ始める（振動閾値）	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	震度 1
50 dB 40 dB	ほとんど睡眠影響はない  常時微動	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	震度 0